

(案)

宮代町議会議員  
災害時対応行動マニュアル

宮代町議会

## 目 次

大規模災害が発生したとき	1
閉会中における災害発生時の行動手順（フロー）	2
安否情報の報告	3
1 参集基準	4
2 町対策本部との連携	5
3 参集又は活動時の留意事項	5
4 緊急連絡網	5
5 その他	5
【資料 1】町議会災害対策支援本部及び町対策本部との相関図	6
【資料 2】町議会議員緊急連絡網（イメージ）	7

本マニュアルは、主に議会閉会中において大規模災害が発生したときに、町議会議員が迅速かつ的確な行動が取れるように作成したものです。

このため、議会本会議、委員会等の開催中に大規模災害が発生した際には、自身の安全を確保しつつ傍聴人等の避難誘導を優先し、その後は、閉会中に大規模災害が発生した際の手順等に準じて行動してください。

## ～ 大規模災害が発生したとき ～

- ・ 議長は、宮代町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）が設置されたときに、町対策本部を協力及び支援する必要があると認めた場合は、宮代町議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を議会室に設置することができます。
- ・ 宮代町内において大規模災害の発生をテレビ、ラジオ等で覚知したときは、宮代町議会災害時対応要領及び本マニュアルに基づき行動します。

### 【支援本部の組織等】

支援本部・・・支援本部員 14 人で組織し、議員を充てる。

#### 役 職

本部長・・・議長

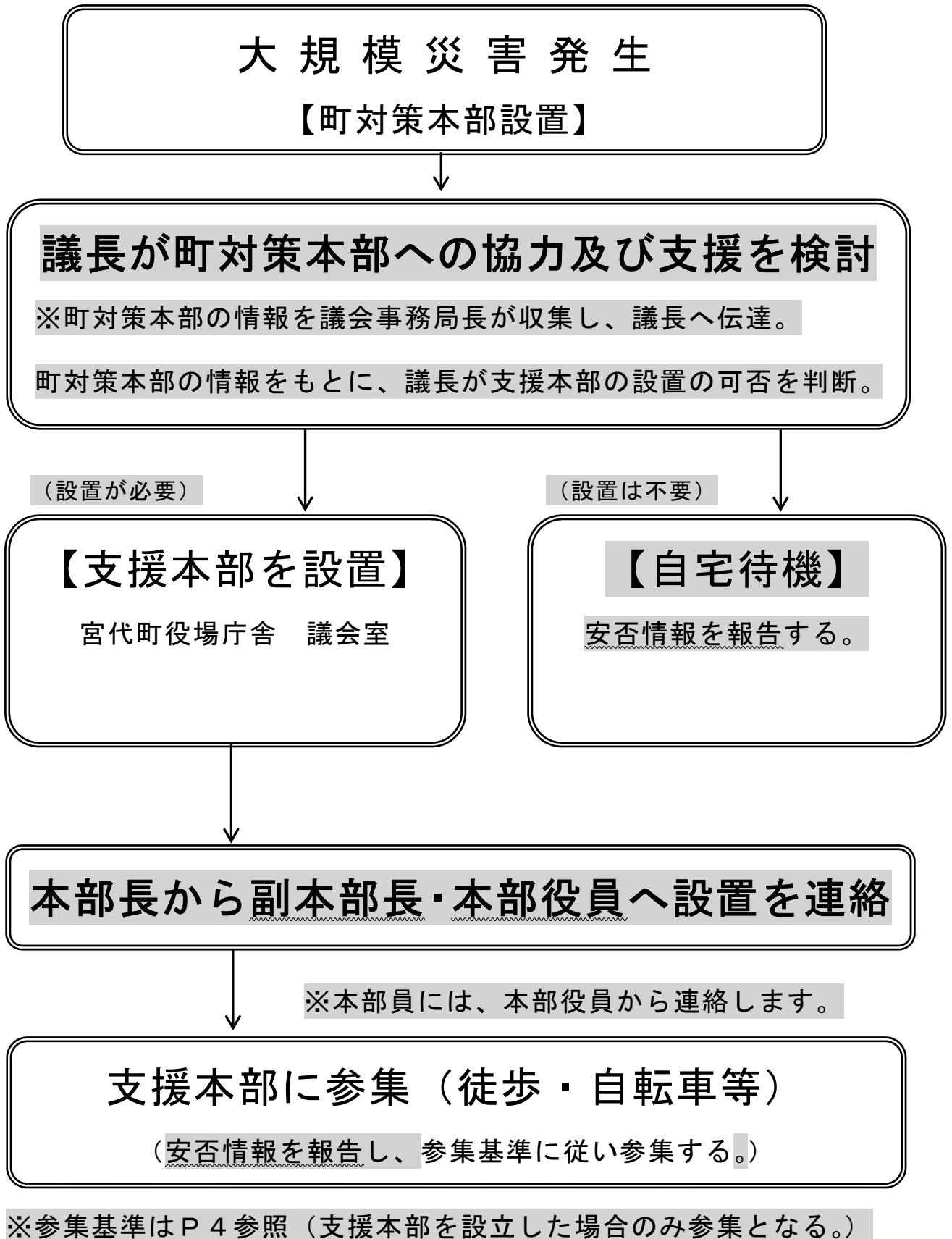
副本部長・・・副議長

本部役員・・・各会派の代表者にある議員及び議長があらかじめ指名する議員

本部員・・・議員（議長、副議長、各会派の代表者にある議員及び議長があらかじめ指名する議員を除く。）

《資料 1 参照》

～ 閉会中における災害発生時の行動手順（フロー） ～



## 【安否情報の報告】

町対策本部が設置された場合（支援本部の設置の有無に限らず）は、  
以下の方法により、議員から安否情報を報告してください。

### ■安否情報

- ア 安否状況（自身・家族等）
- イ 議員の所在地
- ウ 連絡手法等（連絡先・FAX使用の可否）

### ■連絡方法

- ア 携帯電話又はスマートフォン  
（電話がつながりにくい時は次の「イ」「ウ」の方法で伝達する）
- イ 議会室に電子メール送信  
（E-mail [gikai3846@outlook.jp](mailto:gikai3846@outlook.jp) ）
- ウ NTT災害用伝言ダイヤル（171）に録音

## 参集基準

### (1) 地震災害の場合

震度等	支援本部	参集する者
<b>■震度5強以上の地震が発生したとき</b> (町対策本部設置)	なし	なし
	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長</li> <li>・副本部長</li> <li>・本部役員</li> </ul>
<b>■相当規模の災害が発生したとき</b> <b>■震度6弱以上の地震が発生したとき</b> <b>■激甚災害が発生し、被害が拡大するとき</b> (町対策本部設置)	なし	なし
	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長</li> <li>・副本部長</li> <li>・本部役員</li> <li>・上記以外の支援本部員</li> </ul>

### (2) 風水害の場合

状況等	支援本部	参集する者
<b>■局地的な災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき</b> <b>■時間雨量が40mm又は連続雨量が150mmを超えるおそれがあるとき</b> <b>■利根川の栗橋観測地点の水位又は荒川の熊谷観測地点の水位が氾濫注意水位を超え、氾濫危険水位に近づいたとき</b> (町対策本部設置)	なし	なし
	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長</li> <li>・副本部長</li> <li>・本部役員</li> </ul>
<b>■災害の全町的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</b> <b>■時間雨量が40mm又は連続雨量が150mmを超えたとき</b> <b>■利根川の栗橋観測地点又は荒川の熊谷観測地点の水位が氾濫危険水位を超えたとき</b> <b>■特別警報が発令されたとき</b> (町対策本部設置)	なし	なし
	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長</li> <li>・副本部長</li> <li>・本部役員</li> <li>・上記以外の支援本部員</li> </ul>

注) ①これらの基準については、全部要件ではなく、一部を満たした段階で状況に応じ、体制をとっていくものとする。

②当町の場合は、時間雨量15～20mm以上で局地的被害が出る傾向にある。

## 2 町対策本部との連携

- ① 町対策本部から提供された災害情報等は、町対策本部の本部員である議会事務局長から本部長に報告のうえ、随時、支援本部員に情報提供を行う。
- ② 支援本部員は、必要に応じて地域に出向き、被害状況や災害状況等情報収集に努め、地域で収集した情報は、本部長に報告する。
- ③ 報告された情報は、本部長が必要に応じて町対策本部に提供にする。

## 3 参集又は活動時の留意事項

議員は、安全確保のため、自身の避難を優先させることを前提とし、参集又は活動する場合は、次の事項に留意し行動する。

### (1) 服装・携行品

- ① 活動に支障のない安全な服装を着用する。
- ② ヘルメット、手袋、雨具、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、個人用の食糧や飲料水等をできる限り携行する。

### (2) 交通手段

原則として、徒歩、自転車等を利用する。

### (3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇したときは、人命救助等適切な措置をとる。

### (4) 被害状況等の収集

- ① 被害状況や災害状況等の情報収集に努め、必要に応じて支援本部に報告する。
- ② 災害情報等の提供、収集等に関する問い合わせは、町対策本部に直接行わず、支援本部を通じて行うこと。

## 4 緊急連絡網

## 資料 2 参照

## 5 その他

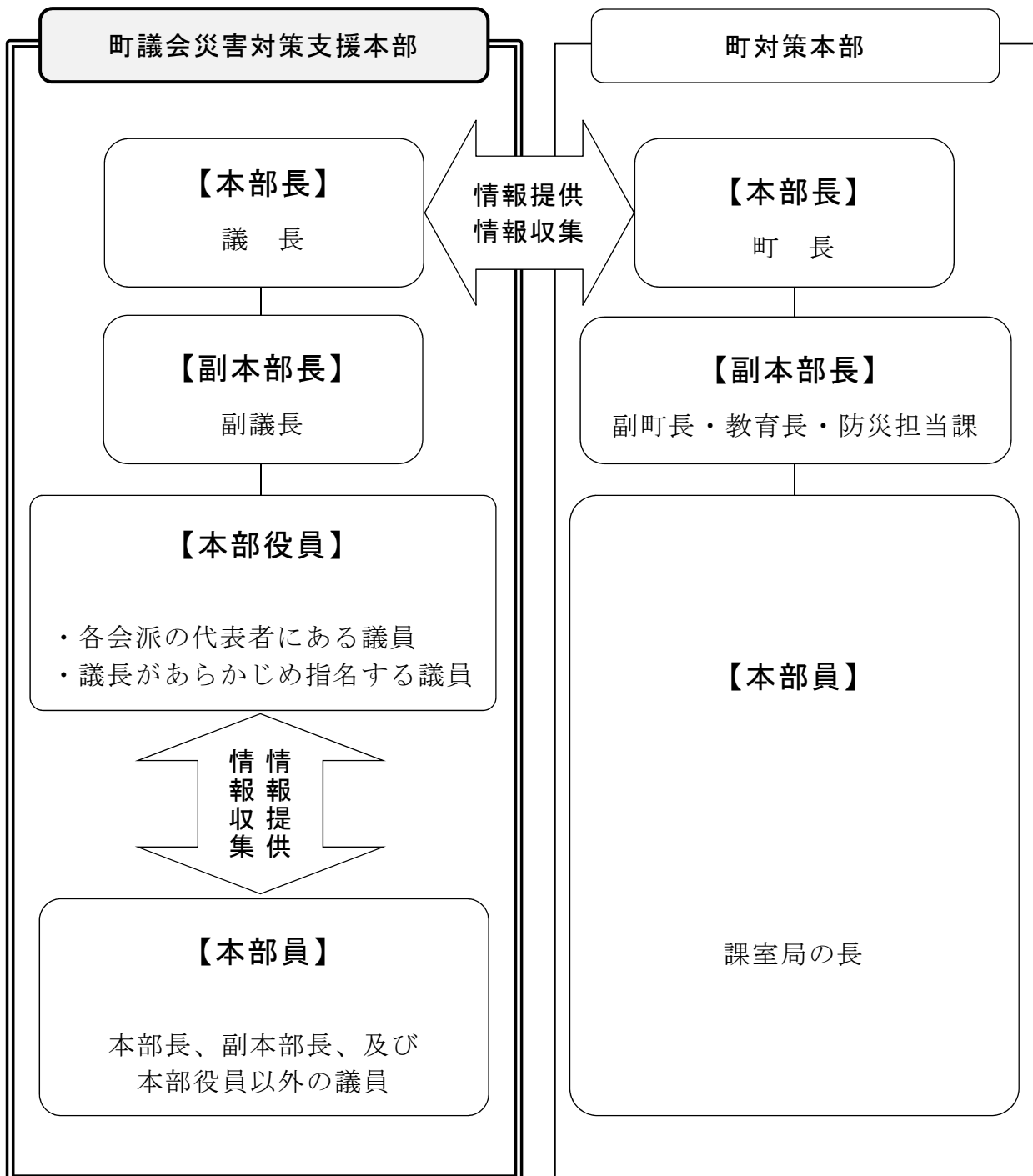
### (1) 平時の対応

日頃から、家族等との連絡体制、災害発生時の避難場所等について明確にし、家族内において共有しておく。

### (2) マニュアルの見直し

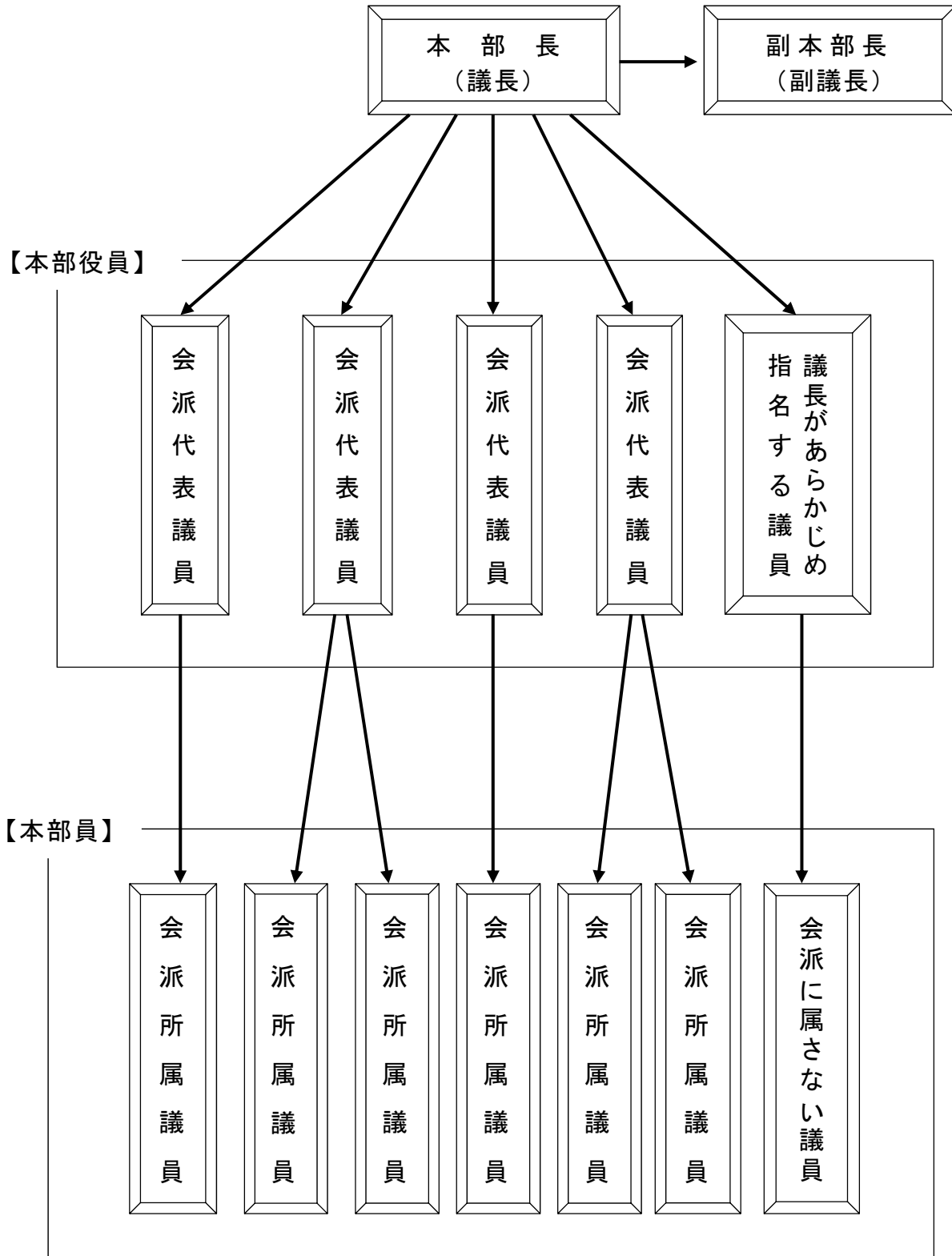
このマニュアルを変更すべき事由が発生したときは、必要に応じて議会全員協議会において適切な見直しを行う。

町議会災害対策支援本部及び町対策本部との相関図





町議会議員緊急連絡網（イメージ）



制定 平成 29 年 3 月 30 日  
改正 令和 3 年 11 月 日